

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年11月7日
【四半期会計期間】	第95期第2四半期（自平成26年7月1日至平成26年9月30日）
【会社名】	日本発条株式会社
【英訳名】	NHK SPRING CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 玉村和己
【本店の所在の場所】	横浜市金沢区福浦三丁目10番地
【電話番号】	横浜（045）786-7519
【事務連絡者氏名】	企画管理本部経理部長 池尻修
【最寄りの連絡場所】	横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号（横浜ランドマークタワー） 日本発条株式会社 横浜みなとみらい分館
【電話番号】	横浜（045）670-0001
【事務連絡者氏名】	執行役員営業本部副本部長 中嶋達朗
【縦覧に供する場所】	日本発条株式会社 横浜みなとみらい分館 （横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号） 日本発条株式会社 大阪支店 （大阪市淀川区宮原三丁目5番24号） 日本発条株式会社 名古屋支店 （名古屋市名東区上社一丁目1802番地） 日本発条株式会社 広島支店 （広島市東区光町一丁目12番20号） 日本発条株式会社 北関東支店 （群馬県太田市小角田町5番地） 日本発条株式会社 浜松支店 （浜松市中区田町330番地5号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第94期 第2四半期 連結累計期間	第95期 第2四半期 連結累計期間	第94期
会計期間	自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日	自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日
売上高 (百万円)	275,224	285,972	569,711
経常利益 (百万円)	18,767	15,541	41,436
四半期(当期)純利益 (百万円)	12,472	10,589	24,677
四半期包括利益又は 包括利益 (百万円)	24,554	12,751	38,903
純資産額 (百万円)	221,411	237,411	230,040
総資産額 (百万円)	455,713	480,484	464,972
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	51.35	43.60	101.60
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	-	43.53	-
自己資本比率 (%)	46.2	46.9	46.9
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	18,767	19,144	43,798
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	17,028	12,596	27,914
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,429	1,176	16,200
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	62,126	68,726	61,993

回次	第94期 第2四半期 連結会計期間	第95期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日	自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日
1株当たり四半期 純利益金額 (円)	25.01	16.68

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 第94期第2四半期連結累計期間及び第94期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動は、下記のとおりであります。

（懸架ばね事業）

第1四半期連結会計期間より、日本発條（欧州）株式会社は重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

（シート事業）

第1四半期連結会計期間より、鄭州日発汽車零部件有限公司は重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

（精密部品事業）

第1四半期連結会計期間より、トーブラ アメリカ ファスナー社は重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1)業績の状況

当第2四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日までの6ヶ月間）における日本経済につきましては、消費増税前の駆け込み需要の反動減が大きかったものの、景気の回復は緩やかながらも継続しております。

一方、世界経済につきましては、欧州は景気が回復傾向にあるもののその動きは緩慢であり、米国は緩やかな回復基調が継続しております。アジア地域においては、中国は景気回復に減速が見受けられ、タイは景気の回復が足踏み状態になっており、その他の一部地域でも経済成長に減速が見られるようになっております。

当社グループの主要な事業分野であります自動車関連は、国内販売は消費増税後の反動減があり、2,473千台で前年同期比2.8%の減少となりました。完成車輸出は2,235千台で前年同期比4.9%の減少となりました。国内の自動車生産台数は4-6月生産が前年を上回ったことにより、4,782千台で前年同期比0.8%の増加となりました。

また、もう一方の主要な事業分野であります情報機器関連は、パソコン需要等の増加によるHDD（ハードディスクドライブ）の増産により受注が増加いたしました。

以上のような経営環境のもと、売上高は285,972百万円（前年同期比3.9%増）となりました。また収益面では北米での一時的な費用増加等により、営業利益は13,017百万円（前年同期比24.4%減）、経常利益は15,541百万円（前年同期比17.2%減）、四半期純利益は10,589百万円（前年同期比15.1%減）となりました。

当第2四半期末配当金につきましては、1株につき10円とさせていただきます。なお、期末配当金につきましては、1株につき10円を見込んでおります。

セグメントの状況は以下のとおりです。

[懸架ばね事業]

懸架ばね事業は、自動車生産が日本・北米・中国では増加したものの、タイで減少したことにより、売上高が59,069百万円（前年同期比0.1%増）、営業利益は北米での受注増に伴う増産対応費用増等により3,379百万円（前年同期比51.2%減）となりました。

[シート事業]

シート事業は、主要客先の自動車生産が国内外で増加したことにより、売上高が125,486百万円（前年同期比6.1%増）となりましたが、営業利益は北米での立ち上げ費用の増加等の影響があり4,828百万円（前年同期比21.8%減）となりました。

[精密部品事業]

精密部品事業は、HDDの増産や海外での自動車生産の増加があり、売上高が65,725百万円（前年同期比4.4%増）、営業利益が3,389百万円（前年同期比28.0%増）となりました。

[産業機器ほか事業]

産業機器ほか事業は、国内での売上増加により、売上高は35,691百万円（前年同期比2.2%増）、営業利益は一部事業での費用増加により1,419百万円（前年同期比2.4%減）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末の総資産は、現金及び預金や投資有価証券の増加等により、前連結会計年度末に比べ15,512百万円増加し、480,484百万円となりました。

負債については、転換社債型新株予約権付社債の発行等により、前連結会計年度末に比べ8,141百万円増加し、243,073百万円となりました。

純資産については、四半期純利益による利益剰余金の増加やその他有価証券評価差額金の増加等により、前連結会計年度末に比べ7,371百万円増加し、237,411百万円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

営業活動の結果得られた資金は19,144百万円となり、前年同四半期と比べ377百万円の増加となりました。これは主に売上債権の減少によるものです。

投資活動の結果支出した資金は12,596百万円となり、前年同四半期と比べ4,432百万円の減少となりました。これは主に貸付けによる支出の減少によるものです。

財務活動の結果は1,176百万円の収入となり、前年同四半期と比べ2,605百万円の増加となりました。これは主に転換社債型新株予約権付社債の発行によるものです。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物は前年同四半期末に比べ6,600百万円増加し、68,726百万円となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

（基本方針の内容）

当社は経営の健全性を維持し企業価値を継続的に高めていくために、経営上の組織体制や仕組みを整備し、必要な施策を実施することを基本的な方針としております。

この基本的な方針をふまえ、株主、顧客、取引先、地域社会、従業員等当社をとり巻くあらゆるステークホルダーに対して企業としての責任を果たすことにより、良好な関係の維持に努めております。

当社は従来より監査役会設置会社形態を採用しております。平成17年6月よりコーポレート・ガバナンスの見直しの一環として執行役員制度を導入し、経営の意思決定・監督と業務執行機能とに分離・明確化を図りました。各事業部にそれぞれの事業に精通した執行役員を配置して業務を執行し、取締役・監査役により監督・監査する体制をとることにより経営の質を高めております。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間における当社グループの研究開発活動の金額は、7,430百万円であります。なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	600,000,000
計	600,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成26年9月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成26年11月7日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	244,066,144	244,066,144	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式であ り、単元株式数は100株であ ります。
計	244,066,144	244,066,144	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

2019年満期米ドル建転換社債型新株予約権付社債(平成26年9月22日発行)	
決議年月日	平成26年9月3日
新株予約権の数	2,000個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	9,174,311株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	10.90米ドル(注)2
新株予約権の行使期間	平成26年10月6日から 平成31年9月6日まで(注)3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	(注)4
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付さ れたものであり、本社債からの分離譲渡はできない。
代用払込みに関する事項	(注)6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7

(注)1. 本新株予約権の行使により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を(注)2記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

2. イ 各本新株予約権の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

ロ 本新株予約権の行使時の払込金額(以下「転換価額」という。)は米ドル建とし、当初、10.90米ドルとする。

ハ 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社の保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\text{調整後} = \frac{\text{調整前} \times \left(\frac{\text{既発行} + \frac{\text{発行又は} \times 1 \text{株当たりの}}{\text{処分株式数} \times \text{払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}} \right)}{\text{転換価額} \times \text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、一定限度を超える配当の支払い、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の場合にも適宜調整されることがある。

3. 本新株予約権の行使期間は、2014年10月6日から2019年9月6日の銀行営業終了時（ルクセンブルク時間）までとする。但し、（ ）本社債の繰上償還の場合には、当該償還日の5営業日（以下に定義する。）前の日の銀行営業終了時（ルクセンブルク時間）まで、（ ）本社債の買入消却の場合には、本新株予約権付社債が消却のためにMizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.に引き渡された時まで、また（ ）期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2019年9月6日の銀行営業終了時（ルクセンブルク時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、当社の組織再編等（以下に定義する。）を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日から14日以内のいずれかの日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することができないものとする。

上記にかかわらず、本新株予約権は、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日（又は当該暦日が東京営業日（以下に定義する。）でない場合は翌東京営業日）が、株主確定日（以下に定義する。）の2東京営業日前の日（当該株主確定日が東京営業日でない場合には、当該株主確定日の3東京営業日前の日）（その日を含む。）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京営業日でない場合には、当該株主確定日の翌東京営業日）（その日を含む。）までの期間に該当する場合には、行使することができない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は実務が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

「組織再編等」とは、合併行為（以下に定義する。）、会社分割行為（以下に定義する。）、持株会社化行為（以下に定義する。）及びその他の本社債に基づく当社の義務を承継会社等に承継させる組織再編行為をいう。

「合併行為」とは、当社が他の法人と新設合併し、又はこれに吸収合併される（当社が存続会社となる新設合併又は吸収合併を除く。）旨の決議が当社の株主総会（又は、株主総会における決議が必要でない場合には、当社の取締役会）で承認された場合をいう。

「会社分割行為」とは当社が新設分割又は吸収分割を行う（本社債に基づく当社の義務を当該分割の相手方に承継させる場合に限る。）旨の決議が当社の株主総会（又は、株主総会における決議が必要でない場合には、当社の取締役会）で承認された場合をいう。

「持株会社化行為」とは、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる旨の決議が当社の株主総会（又は、株主総会における決議が必要でない場合には、当社の取締役会）で承認された場合をいう。

「株主確定日」とは、社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められた日をいう。

「営業日」とは、ロンドン、ルクセンブルク及び東京において銀行が通常の営業を行っている日をいい

「東京営業日」とは、東京において銀行が営業を行っている日をいう。

4. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

5. イ 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

ロ 2019年6月20日（但し、当日を除く。）までは、本新株予約権付社債権者は、ある四半期（1暦年を3ヶ月に区切った期間をいう。以下、本ロにおいて同じ。）の最後の取引日（以下に定義する。）に終了する20連続取引日において、それぞれの取引日における当社普通株式の終値を当該取引日における為替レート（以下に定義する。）により米ドルに換算し1セント未満を四捨五入した金額が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の120%（1セント未満を四捨五入）を超えた場合に限り、翌四半期の初日から末日（但し、2019年4月1日に開始する四半期に関しては、2019年6月19日）までの期間において、本新株予約権を行使することができる。但し、本ロ記載の本新株予約権の行使の条件は、以下、及びの期間は適用されない。

株式会社格付投資情報センター若しくはその承継格付機関（R & I）による当社の長期個別債務格付又は本新株予約権付社債の格付（格付がなされた場合に限る。以下同じ。）がBBB-（格付区分の変更が生じた場合には、これに相当するもの）以下である期間

当社が、本新株予約権付社債権者に対して、本社債の繰上償還の通知を行った日以後の期間
当社が組織再編等を行うにあたり、上記（注）3記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、当該組織再編等の効力発生日の30日前以後当該組織再編等の効力発生日の1日前までの期間
なお、一定の日における当社普通株式の「終値」とは、株式会社東京証券取引所におけるその日の当社普通株式の普通取引の終値をいう。また、「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、当社普通株式の終値が発表されない日を含まない。

一定の日における「為替レート」とは、当該日における直物外国為替レートをいい、当該日の午後3時（日本時間）現在のロイター・スクリーン・ページ「JPNU」（又は米ドル円の為替レートを表示する代替ページ）に表示される米ドル円直物外国為替レートの仲値により決定される。ロイター・スクリーン・ページに当該レートが表示されない場合には、本新株予約権付社債の要項記載の新株予約権行使請求受付代理人が誠実かつ商業上合理的に決定したレートをいう。

6. 各本新株予約権の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
7. イ 組織再編等が生じた場合には、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させることができる。かかる承継をさせる場合、当社は、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるものとし、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本イ記載の当社の努力義務は、当社がMizuho International plcに対して承継会社等の普通株式が、関連する組織再編等の効力発生日において上場が達成されていること又は上場が維持されていることを当社がその時点で想定していない旨の当社代表取締役の署名した証明書を当該組織再編等の生じた日又はその前に交付する場合には、適用されない。
- 「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を承継する会社をいう。
- ロ 上記イの定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記（ ）又は（ ）に従う。なお、転換価額は上記（注）2.八と同様の調整に服する。

（ ）合併行為（上記（注）3に定義する。）又は持株会社化行為（上記（注）3に定義する。）の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

（ ）組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日から、上記（注）3に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

その他の新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。また、承継会社等の新株予約権の行使は、上記（注）5.ロと同様の制限を受ける。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取扱いを行う。

その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

八 当社は、上記イの定めに従い本社債に基づく当社の義務を承継会社等に承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年9月30日	-	244,066,144	-	17,009	-	17,295

(6)【大株主の状況】

平成26年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
三菱UFJ信託銀行 退職給付信託 大同特殊鋼口 共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町二丁目11番3号	30,892	12.66
双日株式会社	東京都千代田区内幸町二丁目1番1号	11,346	4.65
株式会社メタルワン	東京都港区芝三丁目23番1号	11,118	4.56
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	9,538	3.91
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 神戸製鋼所口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海アイランド トリトンスクエア オフィスタワーZ棟	9,504	3.89
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE 15PCT TREATY ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	東京都中央区日本橋三丁目11番1号	7,231	2.96
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	6,986	2.86
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海アイランド トリトンスクエア オフィスタワーZ棟	5,753	2.36
株式会社横浜銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海アイランド トリトンスクエア オフィスタワーZ棟	5,718	2.34
全国共済農業協同組合連合会 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	5,184	2.12
計	-	103,272	42.31

(注)1. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

三菱UFJ信託銀行 退職給付信託 大同特殊鋼口 共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社	30,892千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	9,538千株
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 神戸製鋼所口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	9,504千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	6,986千株
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	5,753千株

2. 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループより平成26年3月31日付で大量保有報告書の提出があり、平成26年3月24日現在で次のとおり当社の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として平成26年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、当該報告書の記載内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	1,407	0.58
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	9,851	4.04
三菱UFJ投信株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	365	0.15
エム・ユー投資顧問株式会社	東京都中央区日本橋室町三丁目2番15号	661	0.27
計	-	12,285	5.03

3. 株式会社みずほ銀行より平成26年10月7日付で大量保有報告書の変更報告書の提出があり、平成26年9月30日現在で次のとおり当社の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として平成26年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、当該報告書の記載内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	10,909	4.34
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	4,484	1.78
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目2番1号	2,793	1.11
Mizuho International plc	Bracken House, One Friday Street, London, EC4M 9JA, United Kingdom	2,981	1.19
計	-	21,168	8.42

4. 野村證券株式会社より平成26年6月20日付で大量保有報告書の変更報告書の提出があり、平成26年6月13日現在で次のとおり当社の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として平成26年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、当該報告書の記載内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	292	0.12
NOMURA INTERNATIONAL PLC	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom	54	0.02
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋一丁目12番1号	10,763	4.41
計	-	11,110	4.55

(7)【議決権の状況】
 【発行済株式】

平成26年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,171,900	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は、100株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 242,690,000	2,426,900	同上
単元未満株式	普通株式 204,244	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
発行済株式総数	244,066,144	-	-
総株主の議決権	-	2,426,900	-

(注)1 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,200株式、日発販売株式会社名義(平成24年4月1日付で当社と株式交換をした際の失念株分)の株式が300株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数12個、日発販売株式会社名義(平成24年4月1日付で当社と株式交換をした際の失念株分)の議決権の数3個が含まれております。なお、当該日発販売株式会社名義の株式300株(議決権の数3個)につきましては、同社は実質的には株式を所有しておりません。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己保有株式が次のとおり含まれております。
 自己保有株式 56株

【自己株式等】

平成26年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 日本発條株式会社	横浜市金沢区福浦 三丁目10番地	1,171,900	-	1,171,900	0.48
計	-	1,171,900	-	1,171,900	0.48

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成26年7月1日から平成26年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	62,256	69,170
受取手形及び売掛金	126,652	125,589
商品及び製品	14,228	14,796
仕掛品	8,355	10,133
原材料及び貯蔵品	11,105	11,757
部分品	3,549	3,706
繰延税金資産	4,251	4,574
その他	19,880	19,645
貸倒引当金	105	23
流動資産合計	250,175	259,350
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	125,626	128,422
減価償却累計額	78,992	80,710
建物及び構築物（純額）	46,633	47,712
機械装置及び運搬具	201,818	207,148
減価償却累計額	160,385	164,045
機械装置及び運搬具（純額）	41,432	43,103
土地	32,166	31,526
リース資産	3,384	2,733
減価償却累計額	1,890	1,626
リース資産（純額）	1,493	1,107
建設仮勘定	8,911	7,066
その他	55,658	58,404
減価償却累計額	48,713	49,349
その他（純額）	6,945	9,054
有形固定資産合計	137,583	139,571
無形固定資産	4,669	4,739
投資その他の資産		
投資有価証券	55,859	61,484
長期貸付金	3,719	2,640
繰延税金資産	4,095	4,605
その他	9,034	8,256
貸倒引当金	164	162
投資その他の資産合計	72,544	76,823
固定資産合計	214,797	221,134
資産合計	464,972	480,484

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	77,972	78,696
電子記録債務	28,637	30,356
短期借入金	10,759	8,015
未払法人税等	8,120	3,776
繰延税金負債	878	741
役員賞与引当金	249	148
設備関係支払手形	1,464	2,073
その他	38,606	37,966
流動負債合計	166,688	161,773
固定負債		
社債	20,000	20,000
転換社債型新株予約権付社債	-	10,945
長期借入金	20,254	17,558
リース債務	1,308	1,019
繰延税金負債	8,464	9,446
退職給付に係る負債	15,444	19,417
役員退職慰労引当金	545	580
執行役員退職慰労引当金	598	677
その他	1,627	1,653
固定負債合計	68,243	81,299
負債合計	234,932	243,073
純資産の部		
株主資本		
資本金	17,009	17,009
資本剰余金	19,308	19,308
利益剰余金	163,920	169,131
自己株式	796	797
株主資本合計	199,441	204,651
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	16,740	19,797
為替換算調整勘定	4,782	3,474
退職給付に係る調整累計額	2,695	2,367
その他の包括利益累計額合計	18,828	20,904
少数株主持分	11,770	11,855
純資産合計	230,040	237,411
負債純資産合計	464,972	480,484

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
売上高	275,224	285,972
売上原価	239,091	252,820
売上総利益	36,132	33,152
販売費及び一般管理費	18,922	20,134
営業利益	17,210	13,017
営業外収益		
受取利息	374	418
受取配当金	366	543
持分法による投資利益	222	34
為替差益	874	1,617
その他	813	775
営業外収益合計	2,652	3,389
営業外費用		
支払利息	297	206
固定資産除却損	244	187
その他	553	470
営業外費用合計	1,094	865
経常利益	18,767	15,541
特別利益		
固定資産売却益	-	153
負ののれん発生益	77	-
特別利益合計	77	153
特別損失		
減損損失	-	601
関係会社出資金評価損	35	-
特別損失合計	35	601
税金等調整前四半期純利益	18,810	15,094
法人税等	5,579	3,799
少数株主損益調整前四半期純利益	13,231	11,294
少数株主利益	759	705
四半期純利益	12,472	10,589

【四半期連結包括利益計算書】
 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	13,231	11,294
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	3,127	3,064
繰延ヘッジ損益	0	-
為替換算調整勘定	8,245	1,986
退職給付に係る調整額	-	330
持分法適用会社に対する持分相当額	50	47
その他の包括利益合計	11,322	1,456
四半期包括利益	24,554	12,751
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	22,931	12,389
少数株主に係る四半期包括利益	1,622	361

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	18,810	15,094
減価償却費	10,253	10,279
減損損失	-	601
退職給付引当金の増減額(は減少)	228	-
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	-	148
受取利息及び受取配当金	741	961
支払利息	297	206
為替差損益(は益)	276	576
持分法による投資損益(は益)	222	34
有形固定資産除売却損益(は益)	226	0
売上債権の増減額(は増加)	3,845	568
たな卸資産の増減額(は増加)	1,067	2,277
仕入債務の増減額(は減少)	2,437	1,737
その他	1,229	1,557
小計	24,413	26,047
利息及び配当金の受取額	1,368	1,802
利息の支払額	319	217
法人税等の支払額	6,694	8,486
営業活動によるキャッシュ・フロー	18,767	19,144
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の増減額(は増加)	85	83
有形固定資産の取得による支出	9,591	9,611
有形固定資産の売却による収入	1,014	246
無形固定資産の取得による支出	480	276
投資有価証券の取得による支出	3,199	1,784
投資有価証券の売却及び償還による収入	14	-
貸付けによる支出	4,445	1,663
貸付金の回収による収入	1,058	690
その他	1,484	113
投資活動によるキャッシュ・フロー	17,028	12,596
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	997	564
短期借入金の返済による支出	872	139
長期借入れによる収入	10,000	-
長期借入金の返済による支出	8,933	6,512
コマーシャル・ペーパーの発行による収入	20,000	20,000
コマーシャル・ペーパーの償還による支出	20,000	20,000
転換社債型新株予約権付社債の発行による収入	-	10,945
自己株式の取得による支出	0	0
リース債務の返済による支出	560	604
配当金の支払額	1,943	2,428
少数株主への配当金の支払額	116	646
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,429	1,176
現金及び現金同等物に係る換算差額	3,067	1,375
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	3,376	6,348
現金及び現金同等物の期首残高	57,009	61,993
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	1,740	384
現金及び現金同等物の四半期末残高	62,126	68,726

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

連結の範囲の重要な変更

(1) 連結の範囲の変更

第1四半期連結会計期間より、日本発條(欧州)株式会社、鄭州日発汽車零部件有限公司及びトープラアメリカファスナー社は重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

(2) 変更後の連結子会社の数

35社

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第2四半期連結累計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第2四半期連結累計期間の期首の退職給付に係る負債が4,849百万円増加し、利益剰余金が3,137百万円減少しております。なお、当第2四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。

(四半期連結貸借対照表関係)

保証債務

連結会社以外の会社等の金融機関からの借入金に対して、次のとおり保証を行っております。

債務保証

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
非連結子会社	2,319百万円	1,456百万円
従業員	92 "	85 "
合計	2,412 "	1,541 "

(四半期連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
給料・手当・賞与	8,730百万円	9,262百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
現金及び預金	62,175百万円	69,170百万円
預入期間が3ヶ月超の定期預金	48 "	444 "
現金及び現金同等物	62,126 "	68,726 "

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,943	8.0	平成25年3月31日	平成25年6月28日

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の
 末日後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年11月8日 取締役会	普通株式	利益剰余金	2,428	10.0	平成25年9月30日	平成25年12月5日

当第2四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,428	10.0	平成26年3月31日	平成26年6月30日

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の
 末日後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年11月6日 取締役会	普通株式	利益剰余金	2,428	10.0	平成26年9月30日	平成26年12月5日

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					調整額 (注)	合計
	懸架ばね	シート	精密部品	産業機器 ほか	計		
売上高							
外部顧客への売上高	59,002	118,307	62,983	34,931	275,224	-	275,224
セグメント間の内部 売上高又は振替高	931	21	790	3,561	5,304	5,304	-
計	59,933	118,329	63,773	38,492	280,529	5,304	275,224
セグメント利益 (営業利益)	6,931	6,177	2,647	1,454	17,210	-	17,210

(注) 1 セグメント間の内部売上高又は振替高の調整額5,304百万円はセグメント間取引の消去であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しており、調整額はございません。

当第2四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年9月30日)

1.報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					調整額 (注)	合計
	懸架ばね	シート	精密部品	産業機器 ほか	計		
売上高							
外部顧客への売上高	59,069	125,486	65,725	35,691	285,972	-	285,972
セグメント間の内部 売上高又は振替高	987	13	817	4,128	5,946	5,946	-
計	60,056	125,499	66,543	39,819	291,919	5,946	285,972
セグメント利益 (営業利益)	3,379	4,828	3,389	1,419	13,017	-	13,017

(注) 1 セグメント間の内部売上高又は振替高の調整額5,946百万円はセグメント間取引の消去であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しており、調整額はございません。

2.報告セグメントの変更等に関する事項

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「会計方針の変更」に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より退職給付債務及び勤務費用の計算方法を変更したことに伴い、報告セグメントの退職給付債務及び勤務費用の計算方法を同様に変更しております。

なお、当第2四半期連結累計期間のセグメント利益に与える影響は軽微であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	51.35円	43.60円
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	12,472	10,589
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	12,472	10,589
普通株式の期中平均株式数(千株)	242,896	242,894
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	-円	43.53円
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	-	401
(うち新株予約権付社債(千株))	-	(401)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 前第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【その他】

第95期(自平成26年4月1日至平成27年3月31日)中間配当については、平成26年11月6日開催の取締役会において、平成26年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議しました。

配当金の総額	2,428百万円
1株当たりの金額	10.0円
支給請求権の効力発生日及び支払開始日	平成26年12月5日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年11月7日

日本発条株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 若 松 昭 司 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 日 置 重 樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本発条株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成26年7月1日から平成26年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本発条株式会社及び連結子会社の平成26年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。